

西原町公告第 3 号

沖縄県環境影響評価条例（平成 12 年沖縄県条例第 77 号。以下「条例」という。）第 4 条の 3 第 1 項の規定により南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）に係る計画段階配慮書（以下「配慮書」という。）を作成したので、次のとおり縦覧に供し、配慮書に係る説明会を開催する。

西原町長 崎原 盛秀



令和 8 年 2 月 5 日

1 都市計画決定権者の氏名及び住所

名 称：沖縄県西原町

代表者の氏名：西原町長 崎原 盛秀

所 在 地：沖縄県中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1

本事業は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 5 項に規定する都市施設として、同法の規定により西原町が決定権者として都市計画決定を行うことを予定している。このことから、条例第 41 条の 2 の第 2 項の規定により配慮書事業者（南部広域行政組合）が行うべき計画段階配慮事項についての検討その他の手続きは、西原町が当該対象事業に係る配慮書事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設に関する都市計画の決定又は変更をする手続きと併せて行うこととする。

2 都市計画配慮書対象事業の名称、種類及び規模

名 称：南部広域行政組合ごみ処理施設整備事業（西原町）

種 類：廃棄物処理施設の設置又は変更の事業

規 模：エネルギー回収型廃棄物処理施設 約 300 t / 日

マテリアルリサイクル推進施設 約 20 t / 5 時間

3 事業実施想定区域

沖縄県中頭郡西原町小那覇地区

4 都市計画配慮書対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると想定される地域の範囲

西原町、与那原町、中城村

5 配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間

縦覧場所：(1) 西原町役場 2 F 環境安全課
(2) 南部総合福祉センター 2 F 南部広域行政組合新炉建設準備室
(3) 与那原町役場 3 F 生活環境安全課
(4) 中城村役場 1 F 住民生活課

縦覧期間：令和8年2月6日（金）から令和8年3月9日（月）まで
（土曜日、日曜日及び閉庁日を除く。）

縦覧時間：午前8時30分から午後5時15分

公表の方法：ホームページ掲載

6 配慮書説明会の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年2月16日（月） 午後7時～
場所：さわふじ未来ホール（西原町字与那城 140-1）
- (2) 日時：令和8年2月17日（火） 午後7時～
場所：与那原町上の森かなちホール（与那原町字上与那原 16）
- (3) 日時：令和8年2月18日（水） 午後7時～
場所：吉の浦会館（中城村字安里 187-1）

7 意見書の提出

配慮書の内容について環境の保全の見地から意見のある者は、次に定めるところにより、意見書を提出することができる。

8 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

提出先：西原町 総務部 環境安全課

提出期限：令和8年3月23日（月）午後5時まで

提出方法：持参、メール又は郵送（提出期限当日消印有効）

記載事項：（１）氏名及び住所

（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）配慮書の名称及び環境の保全の見地からの意見

（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

９ 問合せ先

〒903-0220 中頭郡西原町字与那城 140 番地の 1

西原町 総務部 環境安全課

電話：098-945-5018

E-mail：kankyo@town.nishihara.okinawa.jp

〒901-0401 島尻郡八重瀬町字東風平 965 番地

南部広域行政組合 新炉建設準備室（配慮書事業者）

電話：098-998-8390

E-mail：shinro@nanbukouiki-okinawa.jp